

作業場の見やすい場所に掲示願います。

平成21年度 改定された 富山県の最低賃金

最低賃金の種類		適用される使用者	時間額(日額) (発効年月日)	適用除外の業務
富山県最低賃金 (地域別)		各特定最低賃金が適用される使用者 以外のすべての使用者	679円 (H21.10.18)	—
特 定 業 別 最 低 賃 金	玉軸受・ころ軸受、 他に分類されない はん用機械・装置、 トラクタ、金属工作 機械、機械工具、ロ ボット、自動車・同 附属品製造業最低 賃金(※)	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者(1) 玉軸受・ころ軸受製造業(2)他に分類されな いはん用機械・装置製造業(3)トラクタ製造 業(4)金属工作機械製造業(5)機械工具製造 業(粉末や金業を除く)(6)ロボット製造業 (7)自動車・同附属品製造業(自動車製造業 (二輪自動車を含む)を除く。)(8)(1)から(7) までに掲げる産業において管理、補助的経済 活動を行う事業所(9)純粋持株会社(管理す る全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から(7)までに掲げる産業に分類されるもの に限る。)(※)	782円 (H21.12.30)	手作業により又は 手工具若しくは小 型手持動力機を用 いて行う包装、洗 浄、バリ取り、組付 け、袋詰め、箱詰め、 選別又は検査の業 務
	電子部品・デバイ ス・電子回路、電気 機械器具、情報通信 機械器具製造業最 低賃金	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(2)電 気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造 業、電気計測器製造業及びこれらの産業にお いて管理、補助的経済活動を行う事業所を除 く。)(3)情報通信機械器具製造業(電子計算 機・同附属装置製造業及び当該産業において 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じ ての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲 げる産業に分類されるものに限る。)	727円 (H21.12.30)	手作業により又は 手工具若しくは小 型動力機を用いて 行う組線、巻線、か しめ、取付け、バリ 取り、洗浄、刻印打 ち、検査、選別、レ ッテルはり、包装、 袋詰め、箱詰め、捺 印、塗装、スポット 溶接、パーツ挿入及 び乾燥の業務
	百貨店、総合スーパ ー最低賃金	百貨店、総合スーパー、当該産業において管 理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持 株会社(管理する全子会社を通じての主要な 経済活動が百貨店、総合スーパーに分類され るものに限る。)を営む使用者	750円 (H21.12.5)	—
	自動車(新車)小売 業最低賃金	自動車(新車)小売業、当該産業において管 理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持 株会社(管理する全子会社を通じての主要な 経済活動が自動車(新車)小売業に分類され るものに限る。)を営む使用者	760円 (H21.12.18)	賄い、湯沸かし、洗 車、ワックスがけ又 は塗装のマスキ ング・さび止め処理の 業務

(注) ① 富山県には、このほかに、パルプ・紙・紙加工品製造業関係、鉄鋼業関係、非鉄金属製造業関係、金属製品製造業関係の4種類の特定最低賃金が設定されていますが、平成21年度の見直しはありませんでした。

② 最低賃金の算定に当たっては、「精皆勤手当」、「通勤手当」、「家族手当」、「時間外手当」及び「賞与」などを除きます。

③ 特定最低賃金では、上記の適用除外業務のほか、「年齢が18歳未満又は65歳以上の者」、「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」及び「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」が適用除外され、富山県最低賃金(地域別)が適用されます。

④ ※は、平成21年度、「玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械器具・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット製造業最低賃金」と「自動車・同附属品製造業最低賃金」が統合、新設されました。

◎ 詳しいことは、富山労働局賃金室 又は 富山、高岡、魚津、砺波の各労働基準監督署にお尋ねください。